【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 2019年 3 月27日

【会社名】 株式会社ALBERT

【英訳名】 ALBERT Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 松本 壮志

【本店の所在の場所】 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

【電話番号】 (03)5937-1610(代)

【事務連絡者氏名】 執行役員 С F O 経営管理部長 新井 普之

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

【電話番号】 (03)5937-1610(代)

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 31,728,900円

(注) 本募集金額は1億円未満でありますが、企業内容等の開示 に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算規定によ

り、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【墓集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,605株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1.募集の目的及び理由

当社は、2019年2月15日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、同年3月27日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度と同様の制度(譲渡制限付株式報酬制度と合わせて以下「本制度」といいます。)を当社の執行役員及び従業員(対象取締役と合わせて以下「当社役職員」といいます。)にも導入することを決議いたしました。

また、同日開催の当社第14回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権を、年額200百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)とすること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は5,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を1年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本募集は、本制度を踏まえ、2019年3月27日開催の当社取締役会決議に基づき対象取締役1名、当社執行役員5名及び従業員14名(以下「割当対象者」という。)に対して行われるものです。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当対象者との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定です。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当致します。

なお、当社は、本募集を会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社の普通株式の自己株式処分により行うこととしましたが(以下、「本自己株式処分」といいます。)、本有価証券届出書提出日(2019年3月27日)現在、当社の保有する自己株式数は60株となっており、本自己株式処分に係る発行数2,605株に2,545株不足することから、本自己株式処分に必要な自己株式を取得するため、自己株式取得を行うことを2019年3月27日開催の取締役会において決議いたしました(第2 売出要項 「募集又は売出しに関する特別記載事項」をご参照下さい。)。このため、本募集は、当該自己株式取得が完了することを条件とします。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

(本制度の概要等)

当社役職員は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資財産として 払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が当社役 職員に対して発行し又は処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の 日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合 は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける当社役社員に特に有利な金額 とならない範囲において、取締役会において決定します。

今回は、割当対象者が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的といたしまして、金銭報酬債権及び金銭債権の合計31,728,900円(以下「本金銭報酬債権」といいます。)、普通株式合計2,605株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度を踏まえ、割当予定先である対象取締役、当社執行役員及び従業員20名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

(1) 譲渡制限期間

2019年4月26日~2021年4月25日

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれかの地位にあること。

(3) 譲渡制限期間中に、割当対象者が任期満了又は定年その他当社取締役会が正当と認める理由により、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれの地位からも退任した場合の取り扱い譲渡制限の解除時期

当該退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

譲渡制限の解除株数

2019年4月から当該退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該時点において割当対象者が保有する譲渡制限付株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)。

(4) 当社による無償取得

割当対象者が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、任期満了又は定年その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれの地位からも退任した場合、当該退任又は退職の時点に、割当対象者が保有する全ての数の譲渡制限付株式を無償取得する。

本譲渡制限期間が満了した時点(以下「期間満了時点」という。)で、上記(2)、(3)の定めに基づいて譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式がある場合、当該期間満了時点に、当該譲渡制限が解除されていない全ての数の譲渡制限付株式を無償取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、2019年4月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該承認の日において割当対象者が保有する譲渡制限付株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本譲渡制限付株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

- 2. 本有価証券届出書の対象とした本自己株式処分は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込の勧誘となります。
- 3. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,605株	31,728,900	
一般募集			
計(総発行株式)	2,605株	31,728,900	

- (注) 1.「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1.募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき割当対象者に割り当てる方法によります。
 - 2.発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 - 3.現物出資の目的とする財産は、本制度に基づき、割当対象者に対する当社第14回定時株主総会から2020年3月開催予定の当社第15回定時株主総会までの期間に係る報酬として譲渡制限付株式の付与を行うために支給された金銭報酬債権又は金銭債権であり、その内容は以下のとおりです。

	C TO C DE SA INDIVIDINA INCIDENTAL COSTA C					
	割当株数	払込金額	内容			
当社の取締役 1名()	750株	9,135,000円	この金銭報酬債権は、当社第14回定時株主 総会から当社第15回定時株主総会までの期 間分の役務提供の対価です。			
当社の執行役員 5名	750株	9,135,000円	この金銭債権は、当社第14回定時株主総会から当社第15回定時株主総会までの期間分の役務提供の対価です。			
当社の従業員 14名	1,105株	13,458,900円	この金銭債権は、当社第14回定時株主総会 から第15回定時株主総会までの期間分 の役務提供の対価です。			

社外取締役を除きます。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
12,180		1株	2019年4月12日(金)~ 2019年4月25日(木)		2019年 4 月26日(金)

- (注) 1.「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1.募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき特定譲渡 制限付株式を割当対象者に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
 - 2.発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 - 3.また、本自己株式処分は、本制度に基づき、当社第14回定時株主総会から2020年3月開催予定の当社第15回 定時株主総会までの期間に係る報酬として譲渡制限付株式の付与を行うために支給された金銭報酬債権又は 金銭債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ALBERT 経営管理部	東京都新宿区北新宿二丁目21番 1 号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 譲渡制限付株式の付与を行うために支給する金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資する方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	648,000	

- (注) 1.金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
 - 2.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1.募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、金銭報酬債権又は金銭債権を現物出資財産としており、金銭による払込みを行わないため、手取額はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、2019年3月27日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に必要な自己株式の取得、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第459条第1項及びこれに基づく当社定款の規定に基づき、以下のとおり自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

1.取得対象株式の種類 普通株式

2.取得しうる株式の総数 50,000株(上限)(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.53%)

3.株式の取得価額の総額 500百万円(上限)

4.取得期間 2019年4月1日~2019年4月5日

東京証券取引所における市場買付け

5.取得方法 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第13期)及び四半期報告書(第14期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」という)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年3月27日)現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年3月27日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2018年3月28日提出の臨時報告書)

1 「提出理由]

当社は、平成30年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日 平成30年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の強化及びコーポレートガバナンスのさらなる強化を目的として、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条(取締役の任期)につき所要の変更を行います。

ただし、本決議の効力は本決議の効力発生後に選任された取締役に適用いたします。

第2号議案 取締役2名選任の件

経営体制のより一層の強化・充実を図るため、取締役2名の選任をお願いするものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

現在の監査役3名全員は、第13期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役3名を選任するものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	14,763	67		(注) 1	可決 95.82
第2号議案 取締役2名選任の件					
松本 壮志	14,747	83		(注) 2	可決 95.72
上村 崇	14,747	83			可決 95.72
第3号議案 監査役3名選任の件					
佐治 誠	14,738	92		 (注) 2	可決 95.66
保月 英機	14,737	93		(/-/-	可決 95.65
江南 清司	14,738	92			可決 95.66

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2018年5月30日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

平成30年5月15日開催の当社取締役会において決議いたしました、トヨタ自動車株式会社を割当先とする第三者割当(以下「本第三者割当」といいます。)による新株式発行に関し、平成30年5月30日に払込手続が完了いたしました。これに伴い、当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る主要株主の名称又は氏名 主要株主でなくなるもの

A&T投資事業有限責任組合

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	2,639個	10.21%
異動後	2,639個	9.60%

(注) 1.異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は平成29年12月31日現在における総株主の議決権の数(25,839個)を分母として計算しております。

異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、平成29年12月31日現在の総株主の議決権の数(25,839個)に平成30年5月30日付での第三者割当増資による議決権数の増加分(1,658個)を反映させた数値を分母として計算しております。

2.「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成30年5月30日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額1,083百万円 発行済株式総数2,751,050株

第3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第13期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4)発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後(2018年3月28日提出)、本有価証券届出書提出日(2019年3月27日)までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年 5 月30日 (注) 1	165,800	2,751,050	199,880	1,083,424	199,880	744,424
平成30年 6 月30日 (注) 2	59,700	2,810,750	5,970	1,089,394	5,970	750,394
平成30年10月31日 (注) 3	348,250	3,159,000	210,865	1,300,260	210,865	961,259
平成30年12月31日 (注) 3	99,500	3,258,500	60,247	1,360,507	60,247	1,021,506

(注) 1.有償第三者割当増資

発行価格 : 2,411.10円 資本組入額 : 1,205.55円

割当先:トヨタ自動車株式会社

- 2. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。
- 3.第1回新株予約権付社債の行使によるものです。

第4 業績の概要

第14期事業年度(自2018年1月1日 至2018年12月31日)の業績の概要

2019年2月15日開催の当社取締役会において承認された第14期連結会計年度に係る連結財務諸表は以下のとおりです。

金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

財務諸表及び主な注記

(1) 貸借対照表

		(単位:千円)
	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,678,581	2,892,962
受取手形	23,302	6,613
売掛金	112,812	321,848
仕掛品	11,109	4,622
前渡金	5,165	6,673
前払費用	23,848	15,763
1年内回収予定の敷金及び保証金	-	43,970
繰延税金資産	-	62,388
その他	29	280
貸倒引当金	68	164
流動資産合計	2,854,781	3,354,959
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,364	18,247
減価償却累計額	7,364	10,100
建物(純額)	-	8,146
車両運搬具	-	5,286
減価償却累計額	-	881
車両運搬具(純額)	-	4,405
工具、器具及び備品	9,918	13,767
減価償却累計額	9,918	10,241
工具、器具及び備品(純額)	-	3,526
建設仮勘定	-	110,062
有形固定資産合計	-	126,140
無形固定資産		·
ソフトウエア	-	5,347
無形固定資産合計	-	5,347
投資その他の資産		,
投資有価証券	100,075	89,755
敷金及び保証金	52,354	186,910
保険積立金	7,716	7,312
繰延税金資産	-	8,740
長期前払費用	145	16
投資その他の資産合計	160,292	292,734
固定資産合計	160,292	424,222
資産合計	3,015,074	3,779,181

(単位:千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
置掛金	8,705	7,943
1年内償還予定の新株予約権付社債	-	1,445,934
未払金	41,518	90,951
未払費用	55,587	89,632
未払法人税等	6,708	37,279
未払消費税等	15,289	49,014
前受金	1,494	351
預り金	8,495	10,983
賞与引当金	44,878	-
流動負債合計	182,678	1,732,091
固定負債		
新株予約権付社債	1,988,159	-
繰延税金負債	650	-
固定負債合計	1,988,809	-
負債合計	2,171,488	1,732,091
純資産の部		
株主資本		
資本金	883,544	1,360,507
資本剰余金		
資本準備金	544,544	1,021,507
資本剰余金合計	544,544	1,021,507
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	588,011	339,910
利益剰余金合計	588,011	339,910
自己株式	-	510
株主資本合計	840,078	2,041,593
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,467	2,646
評価・換算差額等合計	1,467	2,646
新株予約権	2,040	2,850
純資産合計	843,585	2,047,090
負債純資産合計	3,015,074	3,779,181

(2) 損益計算書

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上高	872,283	1,630,775
売上原価	355,748	634,850
売上総利益	516,534	995,924
販売費及び一般管理費	677,562	794,793
営業利益又は営業損失()	161,027	201,131
営業外収益		
受取利息	37	45
為替差益	1,956	-
投資事業組合運用益	1,462	-
保険解約返戻金	118	2,462
その他	586	325
営業外収益合計	4,162	2,834
営業外費用		
為替差損	-	1,658
株式交付費	1,269	940
投資事業組合運用損	-	1,926
その他	-	169
営業外費用合計	1,269	4,695
経常利益又は経常損失()	158,133	199,270
特別利益		
新株予約権戻入益	-	1,440
有給休暇引当金戾入益	3,903	-
特別利益合計	3,903	1,440
特別損失		
減損損失	16,457	-
投資有価証券売却損	-	1
特別損失合計	16,457	1
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	170,687	200,708
法人税、住民税及び事業税	2,290	24,904
法人税等調整額	-	72,296
法人税等合計	2,290	47,391
当期純利益又は当期純損失()	172,977	248,100

製造原価明細書

		前事業年度 (自 2017年1月 至 2017年12月:	1日	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
労務費		218,469	60.6	431,489	68.7	
経費		141,889	39.4	196,874	31.3	
当期総製造費用		360,358	100.0	628,363	100.0	
仕掛品期首たな卸高		6,275		11,109		
合計		366,634		639,473		
仕掛品期末たな卸高		11,109		4,622		
当期製品製造原価		355,524		634,850		
商品期首たな卸高						
当期商品仕入高		224				
合計		355,748		634,850		
商品期末たな卸高						
当期売上原価		355,748		634,850		

主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)		
外注費	54,265	62,397		
設備費	52,682	52,442		

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位:千円)

				株主資本				評価・換	算差額等		
		資本乗	創余金	利益乗	1余金						
	資本金	資本	資本剰余金	その他 利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価	評価・ 換算 差額等	新株 予約権	純資産 合計
		準備金	合計	繰越 利益 剰余金	合計			差額金	合計		
当期首残高	787,333	448,333	448,333	415,033	415,033	-	820,634	1,321	1,321	2,040	823,995
当期変動額											
新株の発行											
新株の発行(新株予 約権の行使)	96,210	96,210	96,210				192,421				192,421
当期純損失()				172,977	172,977		172,977				172,977
自己株式の取得											
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								146	146		146
当期変動額合計	96,210	96,210	96,210	172,977	172,977	-	19,443	146	146	-	19,590
当期末残高	883,544	544,544	544,544	588,011	588,011	-	840,078	1,467	1,467	2,040	843,585

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

			株主資本 評価・					評価・換算差額等							
		資本乗	削余金	利益乗	創余金										
	資本金	資本	資本 剰余金	その他 利益 剰余金	利益剰余金	自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価	評価・ 換算 差額等	新株 予約権	純資産 合計				
		準備金	合計	繰越 利益 剰余金	合計			差額金	合計						
当期首残高	883,544	544,544	544,544	588,011	588,011	-	840,078	1,467	1,467	2,040	843,585				
当期変動額															
新株の発行	199,880	199,880	199,880				399,760				399,760				
新株の発行(新株予 約権の行使)	277,082	277,082	277,082				554,165				554,165				
当期純損失()				248,100	248,100		248,100				248,100				
自己株式の取得						510	510				510				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)								1,179	1,179	810	1,989				
当期変動額合計	476,962	476,962	476,962	248,100	248,100	510	1,201,515	1,179	1,179	810	1,203,505				
当期末残高	1,360,507	1,021,507	1,021,507	339,910	339,910	510	2,041,593	2,646	2,646	2,850	2,047,090				

(4) キャッシュ・フロー計算書

	お事業を座	(単位:千円)
	前事業年度 (自 2017年1月1日	当事業年度 (自 2018年1月1日
	至 2017年12月31日)	至 2018年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	170,687	200,708
減価償却費	3,990	15,147
減損損失	16,457	-
賞与引当金の増減額(は減少)	7,994	44,878
有給休暇引当金の増減額(は減少)	12,851	-
受取利息	37	45
新株予約権戻入益	-	1,440
為替差損益(は益)	2,028	1,658
保険解約返戻金	120	2,462
売上債権の増減額(は増加)	10,924	192,347
たな卸資産の増減額(は増加)	4,834	6,486
前渡金の増減額(は増加)	36,951	1,507
前払費用の増減額(は増加)	9,430	8,085
仕入債務の増減額(は減少)	3,323	761
未払金の増減額(は減少)	8,145	51,116
未払費用の増減額(は減少)	12,541	34,044
未払消費税等の増減額(は減少)	794	33,725
預り金の増減額(は減少)	2,795	2,488
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は 減少)	710	7,959
その他	2,460	837
小計	116,339	118,817
利息及び配当金の受取額	37	4
法人税等の支払額	5,990	2,29
法人税等の還付額	11	
営業活動によるキャッシュ・フロー	122,280	116,568
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	25,000	
投資有価証券の売却による収入	-	88
投資事業組合からの分配金による収入	-	10,000
有形固定資産の取得による支出	1,552	131,764
無形固定資産の取得による支出	16,505	5,482
敷金及び保証金の差入による支出	3,396	189,648
保険積立金の積立による支出	2,777	3,133
保険積立金の解約による収入	573	5,972
投資活動によるキャッシュ・フロー	48,659	313,967
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	11,680	411,700
自己株式の取得による支出	-	510
新株予約権の発行による収入	-	2,250
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,680	413,439
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,028	1,658
現金及び現金同等物の増減額(は減少) <u> </u>	157,231	214,381
現金及び現金同等物の期首残高	2,835,812	2,678,581
	2,678,581	2,892,962

(5) 財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)を2018年4月1日以降適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 2005年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取り扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(持分法損益等)

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(セグメント情報)

当社はデータソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	325.52円	627.37円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	71.30円	88.33円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		56.61円

- (注) 1.前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失金額のため記載しておりません。
 - 2.1株当たり当期利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

た工の生能は、外下のこの アモのフ	i -	当事業年度	
項目	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額()			
当期純利益金額又は 当期純損失金額()(千円)	172,977	248,100	
普通株主に帰属しない金額(千円)			
普通株式に係る当期純利益金額又は 当期純損失金額()(千円)	172,977	248,100	
普通株式の期中平均株式数(株)	2,426,162	2,808,821	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額(千円)			
普通株式増加数(株)		1,573,782	
(うち新株予約権(株))	()	(24,308)	
(うち転換社債型新株予約権付社債(株))	()	(1,549,474)	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含まれな かった潜在株式の概要	第9回新株予約権 普通株式 22,200株 第12回新株予約権 普通株式 37,500株 第13回新株予約権 普通株式 170,000株 第1回無担保転換社債型新株予 約権付社債 普通株式 1,641,750株	第13回新株予約権 普通株式 50,000株 第14回新株予約権 普通株式 150,000株	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自至	2017年1月1日 2017年12月31日	2018年3月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第13期)	1	2017年1日1日 2017年12月31日	2018年5月9日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第14期第3四半期)	自至	2018年7月1日 2018年9月30日	2018年11月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月28日

株式会社ALBERT 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 俵 洋 志 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 量 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ALBERTの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 株式会社ALBERTの平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月9日

株式会社ALBERT 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 俵 洋 志 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 経 塚 義 也 印 業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ALBERTの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第14期事業年度の第3四半期会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成30年1月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ALBERTの平成30年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。